

福岡市障がい児・者等実態調査
報告書
(抜粋)

<目次>

第1章 調査の概要	1
1 調査の目的.....	1
2 調査の設計と回収（実施）状況.....	1
3 調査結果利用上の注意.....	2
第2章 福岡市の身体・知的障がい等の概況	3
1 身体・知的障がいの概況.....	3
2 身体障がいの状況.....	4
（1）身体障がいの種別（主な障がいの部位）.....	4
（2）身体障がいの程度（身体障害者手帳の等級）.....	5
（3）身体障がい児・者の性・年齢構成.....	6
3 知的障がいの状況.....	7
（1）知的障がいの程度（療育手帳の判定）.....	7
（2）知的障がい児・者の性・年齢構成.....	8
4 発達障がいの状況.....	9
第3章 調査結果の概要	11
1 障がい児・者の基本属性や生活の状況.....	11
（1）障がい児・者の基本属性や障がいの状況.....	11
（2）障がい児・者の生活状況.....	15
（3）今後の暮らし方について.....	17
2 障がい福祉サービス等に関するニーズについて.....	19
（1）障がい福祉全般に関するニーズについて.....	19
（2）福祉サービスや相談機関の利用意向について.....	22
（3）療育・教育について.....	24
（4）就労について.....	25
（5）外出や移動について.....	28
（6）サービス事業者等の現状や事業者側からみた社会資源等の課題について.....	29
（7）事業者側や利用者側からみた主な福祉サービスの課題について.....	30
3 災害対策について.....	31
（1）災害時に頼れる人.....	31
（2）災害時要援護者台帳の認知度、事前の個人情報提供意向.....	31
4 障がい者に対する差別について.....	32
（1）差別等を受けた経験、内容.....	32
（2）障がい者の人権に関して問題があると思うこと.....	33

第1章

調査の概要

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、福岡市に居住する障がい児・者等の生活実態や意識、福祉施策に対する要望等を把握することを目的としている。

調査結果は、次年度の「福岡市障がい者プラン（障がい福祉施策のための計画）」（以下、「障がい者プラン」という。）策定に活用していく。

なお、精神障がい者の生活実態や意識等の把握については、本調査とは別に、「精神障がい者の実態と保健医療福祉サービスに関する調査」を実施している。

2. 調査の設計と回収（実施）状況

本調査で実施した各調査の設計と回収（実施）状況は下表のとおりである。

今回の調査では、過去概ね5年に一度実施してきた「身体・知的障がい児・者実態調査」に加え、「発達障がい児・者実態調査」や「事業者等状況調査」等の定量調査（収集するデータを数値化することを目的とした調査）を実施した。

あわせて、障がい者プランに関する説明会参加者に対する「個別インタビュー」や「発達障がい関係団体等グループインタビュー」等の定性調査（発言されたことばや文章といった数値化できないデータの収集を目的とした調査）を実施し、より多くの関係者からの意見把握に努めた。

調査種別		調査対象	調査方法	標本数	有効回収数（回収率）	調査実施期間
身体・知的障がい児・者実態調査	身体障がい者調査	市内在住の身体障がい者（18歳以上） 【層化無作為抽出】	郵送調査・訪問調査（視覚障がい、肢体不自由）	3,300人	2,179人（66.0%）	平成22年9月10日～10月13日
	知的障がい者調査	市内在住の知的障がい者（18歳以上） 【層化無作為抽出】	郵送調査	1,340人	871人（65.0%）	
	障がい児調査	市内在住の身体・知的障がい児（17歳以下） 【層化無作為抽出】	郵送調査	1,060人	740人（69.8%）	
	計			5,700人	3,790人（66.5%）	
発達障がい児・者実態調査		グループインタビュー対象団体等に所属（利用）、もしくは特別支援学級や通級指導教室に通っている発達障がい児・者とその家族	団体や学校を通じた配布・回収	配布数（※） 889人	350人（39.4%）	平成22年12月20日～平成23年1月17日
事業者等状況調査		市内の相談支援事業所、居宅介護等事業所、施設事業所、グループホーム・ケアホーム事業所、及び市の相談機関【全数】	郵送調査	394事業所	305事業所（77.4%）	平成22年10月18日～11月10日
障がい者プランに関する説明会アンケート・インタビュー調査	参加者アンケート	プラン説明会（9月6日開催）の参加者	説明会会場での配布・回収（一部後日郵送回収）	—	70人 —	平成22年9月6日～9月16日
	個別インタビュー	プラン説明会参加者におけるインタビュー希望者	個別インタビュー（一人30分程度）	—	26人 —	平成22年9月30日、10月5日～7日、13日
発達障がい者等グループインタビュー	関係団体等グループインタビュー	発達障がい者関係団体、あいあいセンター、ゆうゆうセンター	団体単位でのグループインタビュー（6～7人/団体）	—	5団体 —	平成22年12月～1月

（※）調査を依頼した各団体に所属する方（保護者も含む）を対象として配付した数。同一人物が複数の団体に重複している場合もあり、配付数＝配付した実人数ではないもの。

3. 調査結果利用上の注意

- 第3章以降の各種アンケート調査結果については、原則として、各質問の調査数を基数（N）とした百分率（%）で表している。なお、小数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合がある。また、2つ以上の選択肢を選択できる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- 集計表中の「-」は調査したが該当する数値がないもの（回答者が0人のもの）、「0.0」は回答者はいたが少数のため四捨五入した結果が単位未満のものを表す。
- 本文または図表中に引用した質問文や選択肢は省略して表記している場合があるため、詳細は巻末「参考資料」中の「調査票」参照。
- クロス集計結果等において、基数（N）となる調査数が概ね30人未満と少数のものについては、参考までに数値を見るにとどめ、結果の利用には注意を要する。
- 前回調査等との比較を行っている質問があるが、調査方法や回答者の属性別分布状況、特性等の違い等のために前回までの調査結果と異なる傾向を示している場合がある。このような影響を考慮して、前回までの調査値を参考とすること。

第2章

福岡市の身体・知的障がい等の概況

第2章 福岡市の身体・知的障がい等の概況

本章では、障がい者手帳の交付状況等の各種統計資料から、身体・知的障がい児・者数や発達障がい児・者数の動向等を整理している。

1. 身体・知的障がいの概況

福岡市の身体・知的障がい児・者数（身体障害者手帳、または療育手帳の所持者、重複含む）は、平成22年6月30日現在で56,627人、人口1,000人あたりの出現率は39.7‰（パーミル）であり、市民の約25人に1人が身体または知的の障がいがあるという状況である。

身体障がい児・者（身体障害者手帳所持者）は48,526人で、18歳未満1,110人（身体障がい児・者全体の2.3％）に対して、18歳以上は47,416人（同 97.7％）となっており、18歳以上が大半を占めている。

一方、知的障がい児・者（療育手帳所持者）は8,101人で、このうち、18歳未満が2,340人（知的障がい児・者全体の28.9％）、18歳以上が5,761人（同 71.1％）であり、身体障がいに比べて18歳未満の児童の占める割合が高く、全体の3割弱が児童である。

平成2～22年度までの20年間の年次推移をみると、身体障がい児は1,000～1,100人前後で大きな変動はないものの、その他はいずれも大きく増加しており、身体障がい者は平成2年度の2.3倍、知的障がい者は2.6倍、知的障がい児は2.0倍となっている。また、人口1,000人あたりの出現率はいずれも上昇傾向にあり、特に身体障がい者では、高齢化の進行等の影響もあり、平成2年度：23.0‰から平成22年度：39.9‰へ16.9ポイント上昇している。

【図表2-1 身体・知的障がい児・者数（手帳所持者数）の状況〔平成22年6月30日現在〕】
（ ）は出現率（‰=人口千対）

	身体・知的障がい児・者数			総人口
	合計	身体障がい	知的障がい	
総数	56,627 (39.7)	48,526 (34.0)	8,101 (5.7)	1,425,821
0～17歳	3,450 (14.6)	1,110 (4.7)	2,340 (9.9)	236,436
18歳以上	53,177 (44.7)	47,416 (39.9)	5,761 (4.8)	1,189,385

(注1) 障がい児・者数は、身体障害者手帳、療育手帳の所持者数（平成22年6月30日現在）
(注2) 総人口は、住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の合計値（平成22年6月30日現在）

【図表2-2 身体・知的障がい児・者数（手帳所持者数）の推移】

（ ）は出現率（‰=人口千対）

	合計	身体障がい			知的障がい		
		総数	（身体障がい者） 18歳以上	（身体障がい児） 0～17歳	総数	（知的障がい者） 18歳以上	（知的障がい児） 0～17歳
平成22年度	56,627 (39.7)	48,526 (34.0)	47,416 (39.9)	1,110 (4.7)	8,101 (5.7)	5,761 (4.8)	2,340 (9.9)
17年度	45,294 (33.1)	39,413 (28.8)	38,325 (33.8)	1,088 (4.7)	5,881 (4.3)	4,108 (3.6)	1,773 (7.7)
12年度	37,294 (28.6)	32,296 (24.7)	31,282 (29.3)	1,014 (4.3)	4,998 (3.8)	3,669 (3.5)	1,329 (5.6)
7年度	29,086 (23.5)	25,268 (20.4)	24,276 (24.6)	992 (3.9)	3,818 (3.1)	2,676 (2.7)	1,142 (4.5)
2年度	25,419 (21.3)	21,987 (18.4)	20,969 (23.0)	1,018 (3.5)	3,432 (2.9)	2,241 (2.4)	1,191 (4.2)
増減（H22-H2）	31,208 (18.4)	26,539 (15.6)	26,447 (16.9)	92 (1.2)	4,669 (2.8)	3,520 (2.4)	1,149 (5.7)
増減率（H22/H2）	2.2倍	2.2倍	2.3倍	1.1倍	2.4倍	2.6倍	2.0倍

(注) 平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含んでいたため、本報告書では未所持者を除外して再集計を行っている（以下同）。

2. 身体障がいの状況

(1) 身体障がいの種別（主な障がいの部位）

平成22年6月30日現在の身体障害者手帳所持者の身体障がいの種別（主な障がいの部位）をみると、肢体不自由が26,398人（54.4%）と全体の過半数を占めて最も多く、次いで、内部機能障がいが14,092人（29.0%）となっている。

年次推移をみると、平成2年度から平成22年度までの20年間で内部機能障がいが3.5倍、肢体不自由が2.2倍に増加しており、他の障がい種別に比べて特に増加率が高い。

障がい種別の構成比に着目すると、肢体不自由は各年度とも55%程度とほぼ同率であるが、内部機能障がいは人数の増加が著しいこともあって、身体障がい全体に占める割合も高まっており、20年間で構成比も10.7ポイント増加している。

【図表2-3 障がい種別・年齢区分別 身体障害者手帳所持者数[平成22年6月30日現在]】

()は構成比(%)

	合計	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語障がい等	肢体不自由	内部機能障がい
総数	48,526 (100.0)	3,749 (7.7)	3,774 (7.8)	513 (1.1)	26,398 (54.4)	14,092 (29.0)
身体障がい児 (0～17歳)	1,110 (100.0)	35 (3.2)	169 (15.2)	4 (0.4)	677 (61.0)	225 (20.3)
身体障がい者 (18歳以上)	47,416 (100.0)	3,714 (7.8)	3,605 (7.6)	509 (1.1)	25,721 (54.2)	13,867 (29.2)

【図表2-4 障がい種別 身体障害者手帳所持者数の推移】

()は構成比(%)

	計	視覚障がい	聴覚障がい	音声言語障がい等	肢体不自由	内部機能障がい
平成22年度	48,526 (100.0)	3,749 (7.7)	3,774 (7.8)	513 (1.1)	26,398 (54.4)	14,092 (29.0)
17年度	39,413 (100.0)	3,497 (8.9)	3,269 (8.3)	389 (1.0)	21,494 (54.5)	10,764 (27.3)
12年度	32,296 (100.0)	3,320 (10.3)	2,994 (9.3)	419 (1.3)	17,481 (54.1)	8,082 (25.0)
7年度	25,268 (100.0)	3,171 (12.5)	2,758 (10.9)	326 (1.3)	13,534 (53.6)	5,479 (21.7)
2年度	21,987 (100.0)	3,123 (14.2)	2,652 (12.1)	351 (1.6)	11,834 (53.8)	4,027 (18.3)
増減(H22-H2)	26,539 (0.0)	626 (▲6.6)	1,122 (▲4.3)	162 (▲0.5)	14,564 (0.6)	10,065 (10.7)
増減率(H22/H2)	2.2倍	1.2倍	1.4倍	1.5倍	2.2倍	3.5倍

(2) 身体障がいの程度（身体障害者手帳の等級）

平成22年6月30日現在の身体障害者手帳所持者の手帳等級内訳は、1級が16,742人（34.5%）で最も多く、次いで4級10,478人（21.6%）、2級8,237人（17.0%）の順であり、1・2級を合計すると、重度者が24,979人と全体の半数強（51.5%）を占めている。

年次推移をみると、平成2年度から平成22年度までの20年間で全体では2.2倍の増加であるが、重度者が2.5倍、中度者が2.3倍、軽度者が1.5倍と、特に重・中度者の増加が顕著である。

【図表2-5 手帳等級別・年齢区分別 身体障害者手帳所持者数[平成22年6月30日現在]】

()は構成比(%)

	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度 (1・2級)	中度 (3・4級)	軽度 (5・6級)
総数	48,526 (100.0)	16,742 (34.5)	8,237 (17.0)	6,780 (14.0)	10,478 (21.6)	3,415 (7.0)	2,874 (5.9)	24,979 (51.5)	17,258 (35.6)	6,289 (13.0)
身体障がい児 (0～17歳)	1,110 (100.0)	563 (50.7)	231 (20.8)	140 (12.6)	74 (6.7)	42 (3.8)	60 (5.4)	794 (71.5)	214 (19.3)	102 (9.2)
身体障がい者 (18歳以上)	47,416 (100.0)	16,179 (34.1)	8,006 (16.9)	6,640 (14.0)	10,404 (21.9)	3,373 (7.1)	2,814 (5.9)	24,185 (51.0)	17,044 (35.9)	6,187 (13.0)

【図表2-6 手帳等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】

()は構成比(%)

	計	重度(1・2級)	中度(3・4級)	軽度(5・6級)
平成22年度	48,526 (100.0)	24,979 (51.5)	17,258 (35.6)	6,289 (13.0)
17年度	39,413 (100.0)	20,673 (52.5)	13,403 (34.0)	5,337 (13.5)
12年度	32,296 (100.0)	16,684 (51.7)	10,920 (33.8)	4,692 (14.5)
7年度	25,268 (100.0)	12,517 (49.5)	8,377 (33.2)	4,374 (17.3)
2年度	21,987 (100.0)	10,130 (46.1)	7,610 (34.6)	4,247 (19.3)
増減(H22-H2)	26,539 (0.0)	14,849 (5.4)	9,648 (1.0)	2,042 (▲6.4)
増減率(H22/H2)	2.2倍	2.5倍	2.3倍	1.5倍

第2章 福岡市の身体・知的障がい等の概況

(3) 身体障がい児・者の性・年齢構成

平成22年6月30日現在の身体障害者手帳所持者の性別構成は、全体で男性23,469人(48.4%)に対して女性25,057人(51.6%)と女性がやや多いものの、ほぼ半数ずつとなっている。ただし、児・者別にみると、18歳未満の児童では男性が55.6%を占めて女性より多いが、18歳以上では女性が51.8%と男性より多くなっている。

年齢構成は、児・者全体でみると、年齢が高いほど人数が多く、60歳代以上が35,601人(73.4%)と全体の7割強を占めており、このうち65歳以上の高齢者だけでも30,451人(62.8%)と3万人を超えている。

年次推移をみると、性別については、平成2年度から平成22年度までの20年間で男女とも人数が増加しているが、構成比では女性の占める割合が高まっている。

年齢構成では60歳代以上の増加が顕著であり、平成2年度と比較して人数は3.2倍、構成比も22.9ポイント増加している。

【図表2-7 性別・年齢別 身体障害者手帳所持者数[平成22年6月30日現在]】

()は構成比(%)

	合計	性別		年齢別						
		男性	女性	10歳代以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	(再掲) 65歳以上
総数	48,526 (100.0)	23,469 (48.4)	25,057 (51.6)	1,272 (2.6)	1,110 (2.3)	1,876 (3.9)	2,874 (5.9)	5,793 (11.9)	35,601 (73.4)	30,451 (62.8)

	合計	性別		年齢別					
		男性	女性	0-2歳	3-5歳	6-8歳	9-11歳	12-14歳	15-17歳
身体障がい児 (0~17歳)	1,110 (100.0)	617 (55.6)	493 (44.4)	100 (9.0)	159 (14.3)	188 (16.9)	207 (18.6)	204 (18.4)	252 (22.7)

	合計	性別		年齢別							
		男性	女性	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60-64歳	65-74歳	75歳以上
身体障がい者 (18歳以上)	47,416 (100.0)	22,852 (48.2)	24,564 (51.8)	162 (0.3)	1,110 (2.3)	1,876 (4.0)	2,874 (6.1)	5,793 (12.2)	5,150 (10.9)	11,859 (25.0)	18,592 (39.2)

(注) 性別・年齢別構成比は、身体障害者手帳交付台帳と住民基本台帳を照合して得られた数における性・年齢構成比をもとに算出。

【図表2-8 性別・年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移】

()は構成比(%)

	合計	男性	女性
平成22年度	48,526 (100.0)	23,469 (48.4)	25,057 (51.6)
17年度	39,537 (100.0)	19,557 (49.5)	19,980 (50.5)
12年度	32,366 (100.0)	17,443 (53.9)	14,923 (46.1)
7年度	25,498 (100.0)	12,921 (50.7)	12,577 (49.3)
2年度	22,296 (100.0)	12,505 (56.1)	9,791 (43.9)
増減(H22-H2)	26,230 (0.0)	10,964 (▲7.7)	15,266 (7.7)
増減率(H22/H2)	2.2倍	1.9倍	2.6倍

()は構成比(%)

	合計	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	(再掲) 65歳以上
平成22年度	48,526 (100.0)	2,382 (4.9)	1,876 (3.9)	2,874 (5.9)	5,793 (11.9)	35,601 (73.4)	30,451 (62.8)
17年度	39,537 (100.0)	2,394 (6.1)	1,658 (4.2)	2,520 (6.4)	5,984 (15.1)	26,980 (68.2)	23,044 (58.3)
12年度	32,366 (100.0)	2,083 (6.4)	1,351 (4.2)	2,683 (8.3)	6,070 (18.8)	20,179 (62.3)	15,659 (48.4)
7年度	25,498 (100.0)	2,295 (9.0)	1,897 (7.4)	3,670 (14.4)	5,256 (20.6)	12,379 (48.5)	—
2年度	22,296 (100.0)	2,477 (11.1)	1,664 (7.5)	2,760 (12.4)	4,140 (18.6)	11,256 (50.5)	—
増減(H22-H2)	26,230 (0.0)	▲95 (▲6.2)	212 (▲3.6)	114 (▲6.5)	1,653 (▲6.6)	24,345 (22.9)	
増減率(H22/H2)	2.2倍	1.0倍	1.1倍	1.0倍	1.4倍	3.2倍	

(注) 性・年齢別人数については、平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含む。

3. 知的障がいの状況

(1) 知的障がいの程度（療育手帳の判定）

平成22年6月30日現在の療育手帳所持者の手帳判定内訳では、B2：2,180人（26.9%）、B1：2,029人（25.0%）、A2：1,954人（24.1%）がそれぞれ2,000人前後となっている。これらを集約すると、A1-A3のA判定の重度者が3,892人（48.0%）で全体の半数弱を占めている。

年次推移をみると、平成2年度から平成22年度までの20年間で全体では2.4倍の増加であるが、A判定の重度者が2.1倍、B判定の中度・軽度者が2.7倍と、中度・軽度者の増加が顕著である。

【図表2-9 手帳判定別・年齢区分別 療育手帳所持者数[平成22年6月30日現在]】

() は構成比 (%)

	合計	A1	A2	A3	B1	B2	重度 (A1-A3)	中度 (B1)	軽度 (B2)
総数	8,101 (100.0)	1,753 (21.6)	1,954 (24.1)	185 (2.3)	2,029 (25.0)	2,180 (26.9)	3,892 (48.0)	2,029 (25.0)	2,180 (26.9)
知的障がい児 (0~17歳)	2,340 (100.0)	449 (19.2)	483 (20.6)	32 (1.4)	497 (21.2)	879 (37.6)	964 (41.2)	497 (21.2)	879 (37.6)
知的障がい者 (18歳以上)	5,761 (100.0)	1,304 (22.6)	1,471 (25.5)	153 (2.7)	1,532 (26.6)	1,301 (22.6)	2,928 (50.8)	1,532 (26.6)	1,301 (22.6)

【図表2-10 手帳判定別 療育手帳所持者数の推移】

() は構成比 (%)

	計		重度 [A]		中度・軽度 [B]	
平成22年度	8,101	(100.0)	3,892	(48.0)	4,209	(52.0)
17年度	5,881	(100.0)	3,000	(51.0)	2,881	(49.0)
12年度	4,998	(100.0)	2,698	(54.0)	2,300	(46.0)
7年度	3,818	(100.0)	2,132	(55.8)	1,686	(44.2)
2年度	3,432	(100.0)	1,897	(55.3)	1,535	(44.7)
増減 (H22-H2)	4,669	(0.0)	1,995	(▲ 7.2)	2,674	(7.2)
増減率 (H22/H2)	2.4倍		2.1倍		2.7倍	

第2章 福岡市の身体・知的障がい等の概況

(2) 知的障がい児・者の性・年齢構成

平成22年6月30日現在の療育手帳所持者の性別構成は、全体で男性4,976人(61.4%)に対して女性3,125人(38.6%)と男性の方が多い。

年齢構成は、児・者全体で見ると、身体障がいとは異なり、年齢が低いほど人数が多く、10歳代以下2,761人(34.1%)、20歳代1,697人(20.9%)の順となっており、これらをあわせると、20歳代以下の若年層が4,458人(55.0%)と、全体の半数を超えている。

年次推移をみると、男女比は概ね6対4の割合で固定化しており、大きな変化はみられない。

年齢構成の年次推移については、60歳代以上の増加が顕著であり、平成2年度から平成22年度までの20年間で5.6倍に増加している。

【図表2-11 性別・年齢別 療育手帳所持者数[平成22年6月30日現在]】

()は構成比(%)

	合計	性別		年齢別						
		男性	女性	10歳代以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	(再掲) 65歳以上
総数	8,101 (100.0)	4,976 (61.4)	3,125 (38.6)	2,761 (34.1)	1,697 (20.9)	1,456 (18.0)	935 (11.5)	621 (7.7)	631 (7.8)	349 (4.3)

	合計	性別		年齢別					
		男性	女性	0-2歳	3-5歳	6-8歳	9-11歳	12-14歳	15-17歳
知的障がい児 (0~17歳)	2,340 (100.0)	1,551 (66.3)	789 (33.7)	70 (3.0)	299 (12.8)	394 (16.8)	416 (17.8)	576 (24.6)	585 (25.0)

	合計	性別		年齢別							
		男性	女性	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60-64歳	65-74歳	75歳以上
知的障がい者 (18歳以上)	5,761 (100.0)	3,425 (59.5)	2,336 (40.5)	421 (7.3)	1,697 (29.5)	1,456 (25.3)	935 (16.2)	621 (10.8)	282 (4.9)	248 (4.3)	101 (1.8)

(注) 性別・年齢別構成比は、療育手帳交付台帳と住民基本台帳を照合して得られた数における性・年齢構成比をもとに算出。

【図表2-12 性別・年齢別 療育手帳所持者数の推移】

()は構成比(%)

	合計	男性	女性
平成22年度	8,101 (100.0)	4,976 (61.4)	3,125 (38.6)
17年度	6,516 (100.0)	4,041 (62.0)	2,475 (38.0)
12年度	6,005 (100.0)	3,671 (61.1)	2,334 (38.9)
7年度	4,993 (100.0)	3,083 (61.7)	1,910 (38.3)
2年度	4,435 (100.0)	2,677 (60.4)	1,758 (39.6)
増減(H22-H2)	3,666 (0.0)	2,299 (1.1)	1,367 (▲1.1)
増減率(H22/H2)	1.8倍	1.9倍	1.8倍

()は構成比(%)

	合計	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	(再掲) 65歳以上
平成22年度	8,101 (100.0)	4,458 (55.0)	1,456 (18.0)	935 (11.5)	621 (7.7)	631 (7.8)	349 (4.3)
17年度	6,516 (100.0)	3,908 (60.0)	1,126 (17.3)	552 (8.5)	558 (8.6)	372 (5.7)	233 (3.6)
12年度	6,005 (100.0)	3,494 (58.2)	1,054 (17.6)	613 (10.2)	508 (8.5)	336 (5.6)	158 (2.6)
7年度	4,993 (100.0)	3,341 (66.9)	581 (11.6)	571 (11.4)	250 (5.0)	250 (5.0)	-
2年度	4,435 (100.0)	3,140 (70.8)	583 (13.1)	300 (6.8)	300 (6.8)	112 (2.5)	-
増減(H22-H2)	3,666 (0.0)	1,318 (▲15.8)	873 (4.8)	635 (4.8)	321 (0.9)	519 (5.3)	
増減率(H22/H2)	1.8倍	1.4倍	2.5倍	3.1倍	2.1倍	5.6倍	

(注) 性・年齢別人数については、平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含む。

4. 発達障がいの状況

発達障がいについては、身体・知的障がいのように手帳制度がないため、全国的に見ても、正確な人数が把握できない状況であるが、心身障がい福祉センター（あいあいセンター）と西部療育センターの新規受診児数の推移をみると、全体の数は近年増加傾向にあり、また、新規受診児の約4割が発達障がいと診断された児童であり、このうち約6割が知的な遅れのない児童となっている。

ゆうゆうセンターの平成21年度の相談状況をみると、成人（19歳以上）の相談が約4割を占めており、平成18年度からの推移をみると、成人の相談は特に増加傾向にある。

【図表2-13 心身障がい福祉センター・西部療育センターにおける新規受診児数の推移】

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
新規受診児総数	616	616	703	751	770
発達障がい児	276	245	327	313	350
新規受診児総数に占める割合 (%)	(44.8)	(39.8)	(46.5)	(41.7)	(45.5)
知的障がいのない発達障がい児	173	148	217	208	210
発達障がい児に占める割合 (%)	(62.7)	(60.4)	(66.4)	(66.5)	(60.0)

【図表2-14 福岡市発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）の相談状況】

<年齢別相談者数の推移>

() は構成比 (%)

	合計	0~6歳 [乳幼児]	7~12歳 [小学生]	13~18歳 [中高生]	19歳以上	不明
平成21年度	856 (100.0)	77 (9.0)	232 (27.1)	171 (20.0)	357 (41.7)	19 (2.2)
平成20年度	744 (100.0)	70 (9.4)	216 (29.0)	143 (19.2)	290 (39.0)	25 (3.4)
平成19年度	536 (100.0)	66 (12.3)	153 (28.5)	101 (18.8)	192 (35.8)	24 (4.5)
平成18年度	193 (100.0)	32 (16.6)	46 (23.8)	49 (25.4)	62 (32.1)	4 (2.1)

(注) 平成18年度は、ゆうゆうセンター開設日（12月4日）から年度末までの数。

<障がい別相談者数（平成21年度）>

() は構成比 (%)

合計	知的な遅れあり			知的な遅れなし					不明	
	自閉症	広汎性 発達 障がい		自閉症	アスペル ガー 症候群	広汎性 発達 障がい	注意 欠陥 多動性 障がい	学習 障がい		
856 (100.0)	77 (9.0)	58 (6.8)	19 (2.2)	243 (28.4)	32 (3.7)	106 (12.4)	40 (4.7)	47 (5.5)	18 (2.1)	536 (62.6)

(注) 不明には未診断、未受診等を含む。

【図表2-15 通常の学級に在籍する特別支援を要する児童生徒数（小・中学校）の推移】

() は構成比 (%)

	合計	発達障がい	その他
平成21年度	1,436 (100.0)	1023 (71.2)	413 (28.8)
平成20年度	940 (100.0)	514 (54.7)	426 (45.3)
平成19年度	836 (100.0)	376 (45.0)	460 (55.0)
平成18年度	759 (100.0)	280 (36.9)	479 (63.1)

(注1) 発達教育センターによる調査結果。

(注2) 平成21年度からは、チェックリストに基づく疑いのあるケースを含む。

第3章

調査結果の概要

第3章 調査結果の概要

本章では、第5章以降の各調査結果から主な調査結果を抜粋し、共通調査項目についての調査間の比較等を行っている。

＜本章における引用の凡例＞

- | | | | |
|---|--------------------|---|---------------------------------|
| 身 | = 第5章身体障がい者調査結果、 | 事 | = 第9章事業者等状況調査結果 |
| 知 | = 第6章知的障がい者調査結果、 | 自 | = 第10章自由意見 |
| 児 | = 第7章障がい児調査結果、 | 個 | = 第11章ボランティア説明会アンケート・個別インタビュー結果 |
| 発 | = 第8章発達障がい児・者調査結果、 | G | = 第12章発達障がい関係団体グループインタビュー結果 |

1. 障がい児・者の基本属性や生活の状況

(1) 障がい児・者の基本属性や障がいの状況

① 調査の回答者

- ◎ 調査の回答者をみると、身体障がい者調査は「本人が全部回答」が過半数を占めるが、知的障がい者、発達障がい児・者調査では1割台に留まり、家族等の「他の人が全部回答」が4割を超えて最も多くなっている。【→図表3-1】
- ◎ 他の人が関与して回答した場合、その回答者は、身体障がい者では「子ども」(36.9%)と「配偶者」(33.0%)が多いが、知的障がい者や発達障がい児・者では「母親」が過半数を占めている(知的：63.4%、発達：94.4%)。【→身45頁、知119頁、発243頁】
- ◎ 以降の調査結果を見る際、この点について留意が必要である。

【図表3-1 調査の回答者】(%)

	調査数(人)	本人が全部回答	本人が回答が意を確	他の人が全部回答	その他	無回答
身体障がい者	2179	60.3	19.2	9.0	0.9	10.6
知的障がい者	871	15.4	31.7	42.0	2.6	8.3
発達障がい児・者	350	14.6	30.0	46.6	6.6	2.3

(注) 障がい児調査は保護者に対する調査のため該当設問なし。

② 性・年齢構成

- ◎ 性別は、身体障がい者では男性より女性が多く、知的障がい者や障がい児では男性の方が多くなっている。これは調査の母集団である手帳所持者の性別構成（6、8頁）と同様の傾向を示している。また、発達障がい児・者は男性が多く、7～8割を占めている。【→図表3-2、[身](#)45頁、[知](#)119頁、[児](#)183頁、[発](#)243頁】
- ◎ 18歳以上の障がい者の年齢構成をみると、身体・知的障がい者ともに母集団の年齢構成（6、8頁）と同様の傾向を示しており、身体障がい者では65歳以上の高齢層、知的障がい者では20歳代以下の若年層の占める割合が高く、平均年齢は身体障がい者：68.3歳、知的障がい者：36.7歳となっている。発達障がい者は、保護者の会等の関係団体等を通じて調査を実施したこともあり、18歳～20歳代以下の若年層が65.1%と6割を超えている。【図表3-3、[身](#)45頁、[知](#)119頁、[発](#)243頁】

【図表3-2 性別】 (%)

	(調査数)	男性	女性	無回答
身体障がい者	2179	45.8	52.3	2.0
知的障がい者	871	56.8	42.6	0.6
障がい児	740	64.1	35.3	0.7
発達障がい者	126	70.6	29.4	-
発達障がい児	223	80.7	19.3	-

【図表3-3 年齢】 (%)

	調査数 (人)	18歳～20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答	(再掲) 65歳以上	平均年齢 (単位：歳)
身体障がい者	2179	2.4	3.1	5.8	12.0	10.6	25.1	38.9	2.2	64.0	68.3
知的障がい者	871	36.7	28.7	14.7	8.4	4.0	4.0	1.8	1.6	5.8	36.7
発達障がい者	126	65.1	28.6	4.8	0.8	0.8	-	-	-	-	27.4

	調査数 (人)	0～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	無回答	(平均年齢) (単位：歳)
障がい児	740	16.8	14.7	18.9	22.0	26.5	1.1	10.7
発達障がい児	223	2.7	32.3	28.3	25.1	11.7	-	10.4

③ 身体障がい者の状況

- ◎ 身体障がいの程度（手帳等級）をみると、児・者ともに1・2級の重度者が最も多く、身体障がい者で半数弱（47.0%）、身体障がい児で8割弱（76.9%）を占めており、母集団である手帳所持者の構成比（5頁）とほぼ同様の傾向を示している。【→図表3-4、[身](#)46頁、[児](#)184頁】
- ◎ 身体障がいの種別（障がいの部位）は、児・者ともに「肢体不自由」が約半数を占めて最も多い。なお、母集団（4頁参照）と比較すると、身体障がい者で肢体不自由の割合がやや低いものの、ほぼ同様の傾向を示している。【→図表3-5、[身](#)46頁、[児](#)184頁】

【図表3-4 身体障がいの程度（手帳等級）】（%）

	調査数（人）	重度（1・2級）	中度（3・4級）	軽度（5・6級）	無回答
身体障がい者	2179	47.0	36.9	12.3	3.9
64歳以下	739	52.0	31.1	14.6	2.3
65歳以上	1393	45.4	40.8	11.5	2.3
障がい児	286	76.9	15.0	8.0	—

（注）障がい児調査は身体障害者手帳所持者のみで算出。

【図表3-5 身体障がいの種別（主な障がいの部位）】（%）

	調査数（人）	視覚障がい	聴覚、 声・言語障がい、 平衡機能、 音	肢体不自由	内部機能障がい	その他	無回答
身体障がい者	2179	7.4	9.8	46.7	29.5	3.8	2.8
64歳以下	739	8.1	9.6	49.5	25.7	5.1	1.9
65歳以上	1393	7.0	10.1	46.6	32.0	3.2	1.1
障がい児	286	2.8	15.4	62.9	14.0	3.8	1.0

（注）障がい児調査は身体障害者手帳所持者のみで算出。

④ 知的障がい者の状況

- ◎ 知的障がいの程度（手帳判定）をみると、児・者ともにA判定の重度者が半数弱（知的障がい者：46.7%、知的障がい児：46.9%）を占めて最も多く、母集団である手帳所持者の構成比（7頁）とほぼ同様の傾向を示している。【→図表3-6、[知](#)120頁、[児](#)187頁】

【図表3-6 知的障がいの程度（手帳判定）】（%）

	調査数（人）	重度（A1、A3）	中度（B1）	軽度（B2）	無回答
知的障がい者	871	46.7	25.6	22.7	4.9
障がい児	584	46.9	18.2	34.9	—

（注）障がい児調査は療育手帳所持者のみで算出。

⑤ 身体・知的の重複障がいの状況

- ◎ 身体障がい者調査・知的障がい者調査は、各手帳の所持状況で調査対象を分類して調査を実施したが、身体障がい者調査回答者の10.1% (220人)、知的障がい者調査回答者の29.9% (260人)は他の障がいとの重複障がい者であった。【→[身](#)50頁、[知](#)121頁】
- ◎ これらの重複障がい者のうち、身体・知的障がいの両方が重度の者（身体障害者手帳1・2級、かつ療育手帳A判定）を抽出した結果は下表のとおりである。本章では、重度者の実態・ニーズ把握の一環として、この身体・知的重度重複障がい者、特に64歳以下の年齢層について、主要な調査項目に関する集計を行い、他の障がいの調査結果と比較を行うこととする。

【図表3-7 身体・知的の重度重複障がいの状況】

	身体・知的の重度重複障がい（人） [身体1・2級、かつ知的A判定]		
	合計	64歳以下	65歳以上
身体障がい者調査	76	37	39
知的障がい者調査	134	127	7
障がい者調査 合計	210	164	46

⑥ 発達障がいの状況

- ◎ 発達障がい児・者調査によると、回答者の9割強 (92.6%) が発達障がいの診断を受けており、診断内容では「アスペルガー症候群」(29.3%) や「広汎性発達障がい (知的障がいを伴わないもの)」(29.0%) 等が多い。【→[発](#)245・247頁】
- ◎ 発達障がい児・者の知的障がいの有無について、療育手帳の所持状況でみると、療育手帳所持者は回答者全体の2割強 (21.5%) であり、療育手帳を所持していない発達障がい児・者が7割強 (74.6%) を占めている。【→[発](#)244頁】
- ◎ 発達障がい以外の二次的な情緒や行動等の問題（不登校や引きこもり等の問題やPTSD、うつ等の発達障がいとは別の症状）の有無については、現在このような二次的な問題がある人が34.6%、過去にあった人が17.7%となっており、これらをあわせると、回答者の半数強 (52.3%) は二次的な情緒や行動等の問題を抱えたことがある。【→[発](#)249頁】
- ◎ また、障がい児調査回答者の3割強 (33.8%) が発達障がいの診断を受けている。【→[児](#)187頁】

(2) 障がい児・者の生活状況

① 世帯の状況

- ◎ 世帯構成は、高齢層が多い身体障がい者では「二世帯同居（子と本人）」（32.2%）や「夫婦のみ」（28.9%）等が3割前後と多いが、若年層が多い知的障がい者や障がい児、発達障がい児・者では「二世帯同居（親と本人）」が過半数を占めており、親との同居率が高い。【→図表3-8、[身](#)52頁、[知](#)125頁、[児](#)205頁、[発](#)253頁】

【図表3-8 世帯の状況】(%)

	調査数（人）	一人暮らし	夫婦のみ	二世帯同居（親と本人）	二世帯同居（子と本人）	三世帯同居	その他	グループホーム・ケアホーム	無回答
身体障がい者	2179	19.4	28.9	7.2	32.2	1.7	3.2	4.2	3.2
64歳以下	739	18.9	22.3	19.4	29.6	4.3	3.8	0.5	1.1
65歳以上	1393	20.2	33.1	0.7	34.3	0.4	2.9	6.2	2.2
知的障がい者	871	5.9	0.8	68.7	2.8	5.3	6.4	8.2	2.1
障がい児	740	-	-	87.3	-	10.7	0.9	-	1.1
発達障がい者	126	5.6	1.6	76.2	4.8	5.6	2.4	3.2	0.8
発達障がい児	223	-	-	90.6	-	8.5	0.4	0.4	-

② 主な介助者

- ◎ 18歳以上の障がい者の主な介助者は、若年層が多い知的障がい者や発達障がい者では「母親」が過半数を占めて最も多い。【→図表3-9、[身](#)54頁、[知](#)126頁、[発](#)254頁】
- ◎ 主な介助者が65歳以上の父母である人に着目すると、身体障がい者では回答者全体の3.0%が該当し、特に30～40歳代で該当者の割合が高く、2～3割を占めている。また、知的障がい者では回答者全体の25.3%が該当し、40歳代で8割（78.6%）を占めている。【→[身](#)54頁、[知](#)126頁】

【図表3-9 主な介助者】(%)

	調査数（人）	父親	母親	祖父母	配偶者（夫・妻）	子ども	兄弟姉妹	その他の家族	サービスマン（ヘルパーなど）	その他	世話をしてもらわない	無回答
身体障がい者	2179	0.4	3.5	0.0	27.9	10.4	1.8	1.2	10.7	2.6	35.2	6.3
64歳以下	739	0.9	9.5	0.1	21.4	3.4	2.0	0.9	5.7	2.0	49.0	5.0
65歳以上	1393	-	0.2	-	31.4	14.1	1.6	1.4	13.5	3.0	28.1	6.7
知的障がい者	871	5.6	53.7	0.5	1.4	0.2	4.6	1.0	9.8	2.2	16.8	4.2
発達障がい者	126	6.3	60.3	-	0.8	-	0.8	-	3.2	1.6	25.4	1.6

③ 主な収入源

- ◎ 18歳以上の障がい者の主な収入源は、64歳以下の身体障がい者では「自分の就労等による収入」(29.1%)が最も多いが、他の障がいでは1割に満たず、65歳以上の身体障がい者や知的障がい者では「自分の年金や手当」(身体65歳以上：64.6%、知的：36.9%)が最も多くなっている。発達障がい者については、20歳代以下の若年層が回答者全体の6割強と特に多いこともあり、「家族の就労等による収入」が6割弱(57.1%)を占めている。【→図表3-10、**身**57頁、**知**129頁、**発**256頁】

【図表3-10 主な収入源】(%)

	調査数(人)	自分の年金や手当	自分の就労等による収入	家族の年金や手当	家族の就労等による収入	生活保護	その他	無回答
身体障がい者	2179	50.0	11.9	11.6	12.3	7.1	4.2	2.9
64歳以下	739	22.6	29.1	8.0	23.3	9.3	4.7	3.0
65歳以上	1393	64.6	2.9	13.6	6.5	5.7	3.9	2.8
知的障がい者	871	36.9	8.3	14.5	27.9	8.0	2.1	2.4
発達障がい者	126	12.7	8.7	16.7	57.1	2.4	2.4	-

④ 主な日中の過ごし方

- ◎ 18歳以上の障がい者の主な日中の過ごし方については、身体障がい者では「自宅で過ごしている」(60.7%)、20歳代以下の若年層が多い知的障がい者では「作業所や福祉施設で働いている」(31.2%)、発達障がい者でも「自宅で過ごしている」(28.6%)が最も多い。【→図表3-11、**身**58頁、**知**130頁、**発**257頁】
- ◎ 「正規の社員・従業員として働いている」の割合は、64歳以下の身体障がい者で他の障がいに比べて高く、3割(28.6%)を占めている。

【図表3-11 主な日中の過ごし方】(%)

	調査数(人)	正規の社員・従業員として働いている(自営業を含まず)	パートやアルバイト(アルバイトを含む)	作業所や福祉施設で働いている	介護や訓練を受けるために施設に通っている	学校に通っている	仲間同士の集まり等に参加している	自宅で過ごしている	その他	無回答
身体障がい者	2179	12.3	5.6	1.2	5.6	0.3	4.5	60.7	6.7	3.0
64歳以下	739	28.6	11.8	3.2	3.7	0.7	2.3	44.7	4.3	0.8
65歳以上	1393	3.9	2.4	0.1	6.8	-	5.6	69.1	8.0	4.0
知的障がい者	871	6.2	12.5	31.2	15.5	1.1	0.8	26.2	4.7	1.7
発達障がい者	126	10.3	11.9	17.5	16.7	11.1	-	28.6	2.4	1.6

(3) 今後の暮らし方について

① 今後の暮らし方

- ◎ 今後の暮らし方の希望については、すべての障がいにおいて、家族との同居希望が最も多くなっている。【→図表3-12、身85頁、知154頁、児215頁、発281頁】
- ◎ 一人暮らし希望者は身体障がい者（11.7%）や障がい児（12.2%）、発達障がい者（19.0%）で1割を超えている。
- ◎ グループホーム・ケアホーム希望者は、発達障がい者：17.5%、障がい児：16.2%、知的障がい者：11.3%、身体知的重度重複障がい者：11.0%と、身体障がい者以外で1割を超えている。

【図表3-12 今後の暮らし方】(%)

	調査数（人）	一人で暮らしたい	い家族と一緒に暮らした	暮らしたい	グループホーム等の共同生活できる場所で暮らしたい	福祉施設に入所したい	その他	わからない	無回答
身体障がい者	2179	11.7	59.8	2.5	6.2	1.0	11.7	7.2	
64歳以下	739	14.7	64.3	2.3	2.4	0.7	10.4	5.1	
65歳以上	1393	10.2	57.8	2.7	8.1	1.1	12.2	7.8	
知的障がい者	871	7.1	51.4	11.3	11.0	3.8	9.2	6.2	
身体知的重度重複障がい者（64歳以下）	164	1.2	49.4	11.0	13.4	2.4	10.4	12.2	
障がい児	740	12.2	37.6	16.2	7.3	2.6	23.2	0.9	
発達障がい者	126	19.0	34.1	17.5	4.8	5.6	17.5	1.6	
発達障がい児	223	9.9	60.5	7.2	0.4	0.4	15.2	6.3	

② 今後希望する日中の過ごし方

- ◎ 18歳以上の障がい者が今後希望する日中の過ごし方を、現在の主な日中の過ごし方（図表3-11）と比較すると、「自宅で過ごしたい」の割合はすべての障がいで10~20ポイント前後低下している。一方、「正規の社員・従業員として働きたい」の割合は、64歳以下の身体障がい者では6.2ポイント、知的障がい者では11.0ポイント、発達障がい者では41.3ポイント増となっており、今後は正社員として働きたいと考えている人が多いといえる。【→図表3-13、身89頁、知157頁、発285頁】

【図表3-13 今後希望する日中の過ごし方】(%)

	調査数（人）	正規の社員・従業員として働きたい（自営業を含む）	パートやアルバイト（家庭手伝いを含む）	作業所や福祉施設で働きたい	介護や訓練を受けるため施設に通いたい	仲間同士の集まり等に参加したい	自宅で過ごしたい	その他	わからない	無回答
身体障がい者	2179	14.1	5.4	1.8	4.9	11.2	41.0	2.4	8.7	10.4
64歳以下	739	34.8	11.1	4.3	3.0	7.3	23.5	2.2	7.2	6.6
65歳以上	1393	3.4	2.4	0.6	5.9	13.3	50.2	2.6	9.4	12.3
知的障がい者	871	17.2	9.1	25.7	11.1	5.6	12.9	3.1	7.0	8.3
発達障がい者	126	51.6	4.0	15.9	2.4	0.8	11.1	3.2	7.9	3.2

③ 自宅や地域で生活するために必要なこと

◎ 自宅や地域で生活するために必要なことの第1位は、身体障がい者では「主治医や医療機関が近くにあること」(36.3%)、知的障がい者では「家族と同居できること」(30.7%)、64歳以下の身体知的重度重複障がい者では「短期入所など緊急時に宿泊できる場所があること」(41.5%)となっている。これに対して、障がい児、発達障がい児・者では「仕事があること」が共通して第1位にあがっている(障がい児：48.2%、発達障がい者：49.2%、発達障がい児：57.8%)。【→図表3-14、身87頁、知155頁、児217頁、発282頁】

【図表3-14 自宅や地域で生活するために必要なこと】(複数回答 19項目中の上位5項目)

	身体障がい者 (N=2179)	64歳以下 (N=739)	65歳以上 (N=1393)	知的障がい者 (N=871)	身体知的重度 重複障がい者 (64歳以下) (N=164)	障がい児 (N=740)	発達障がい者 (N=126)	発達障がい児 (N=223)
1位	主治医や医療 機関が近く にあること (36.3%)	主治医や医療 機関が近く にあること (36.8%)	主治医や医療 機関が近く にあること (36.3%)	家族と同居 できること (30.7%)	短期入所など 緊急時に宿泊 できる場所 があること (41.5%)	仕事がある こと (48.2%)	仕事がある こと (49.2%)	仕事がある こと (57.8%)
2位	家族と同居 できること (30.8%)	仕事がある こと (33.7%)	食事や掃除、 洗濯などの家 事の手伝いを 頼める人が いること (31.8%)	食事や掃除、 洗濯などの家 事の手伝いを 頼める人が いること (29.0%)	食事や掃除、 洗濯などの家 事の手伝いを 頼める人が いること (25.0%)	子どもの見守 りを頼める 人がいる こと (36.2%)	地域や職場の 人たちが障 がいについて 理解がある こと (44.4%)	地域や職場の 人たちが障 がいについて 理解がある こと (55.2%)
3位	食事や掃除、 洗濯などの家 事の手伝いを 頼める人が いること (29.9%)	家族と同居 できること (33.3%)	家族と同居 できること (29.9%)	短期入所など 緊急時に宿泊 できる場所 があること (24.9%)	主治医や医療 機関が近く にあること (23.2%)	地域で何でも 相談できる 相談員や 相談窓口 があること (28.8%)	地域で何でも 相談できる 相談員や 相談窓口 があること (23.8%)	地域で何でも 相談できる 相談員や 相談窓口 があること (28.7%)
4位	地域で何でも 相談できる 相談員や 相談窓口 があること (15.8%)	食事や掃除、 洗濯などの家 事の手伝いを 頼める人が いること (26.8%)	屋間の介護 を頼める 人がいる こと (16.7%)	仕事がある こと (21.9%)	屋間の介護 を頼める 人がいる こと (22.0%)	短期入所など 緊急時に 宿泊できる 場所がある こと (18.9%)	グループホーム などの仲間 と共同生活 できる場 があること (20.6%)、	家族と同居 できること (15.7%)
5位	屋間の介護 を頼める 人がいる こと (14.1%)	地域で何でも 相談できる 相談員や 相談窓口 があること (18.8%)	短期入所など 緊急時に 宿泊できる 場所がある こと (14.6%)	地域で何でも 相談できる 相談員や 相談窓口 があること (18.7%)	家族と同居 できること (20.7%)	家族と同居 できること (18.8%)	食事や掃除、 洗濯などの家 事の手伝いを 頼める人が いること (20.6%)	子育ての相談 ができた り、手 伝いを 頼める 人が いる こと (11.2%)

2. 障がい福祉サービス等に関するニーズについて

(1) 障がい福祉全般に関するニーズについて

① 障がい者福祉施策として国や県、市に力をいれてほしいこと

◎ 障がい者福祉全般に対する当事者のニーズについて、『障がい者福祉施策として国や県、市に力をいれてほしいこと』の上位5項目をみると、身体障がい者、知的障がい者では「障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実」(身体：47.5%、知的：39.4%)、「年金など、所得保障の充実」(身体：42.1%、知的：46.7%)が共通して上位1・2位にあがっている。また、障がい児では「特別支援教育の充実」(36.9%)、発達障がい児・者では「就労支援の充実」(発達障がい者：50.8%、発達障がい児：46.6%)が第1位にあがっている。【→図表3-15、**身**112頁、**知**178頁、**児**238頁、**発**304頁】

【図表3-15 障がい者福祉施策として国や県、市に力をいれてほしいこと】
(複数回答18項目中の上位5項目)

	身体障がい者 (N=2179)		知的障がい者 (N=871)	身体知的重度 重複障がい者 (64歳以下) (N=164)	障がい児 (N=740)	発達障がい者 (N=126)	発達障がい児 (N=223)	
	64歳以下 (N=739)	65歳以上 (N=1393)						
1位	障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (47.5%)	障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (52.8%)	年金など、所得保障の充実 (46.7%)	障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (52.4%)	特別支援教育の充実 (36.9%)	就労支援の充実(働くための訓練や職場定着など) (50.8%)	就労支援の充実(働くための訓練や職場定着など) (46.6%)	
2位	年金など、所得保障の充実 (42.1%)	年金など、所得保障の充実 (49.9%)	障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (39.4%)	年金など、所得保障の充実 (42.1%)	就労支援の充実(働くための訓練や職場定着など) (35.5%)	年金など、所得保障の充実 (49.2%)	乳幼児期から成人期までの支援を一貫して実施できる仕組みづくり (46.2%)	
3位	困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (19.2%)	就労支援の充実(働くための訓練や職場定着など) (21.9%)	困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (19.6%)	介護や訓練が受けられる施設(入所・通所)の充実 (22.8%)	介護や訓練が受けられる施設(入所・通所)の充実 (31.7%)	年金など、所得保障の充実 (32.3%)	グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備 (26.2%)	障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や教育の充実 (31.8%)
4位	居宅介護や移動支援など、在宅生活支援サービスの充実 (17.5%)	障がい者にやさしいまちづくりの推進(バリアフリーの推進など) (21.2%)	居宅介護や移動支援など、在宅生活支援サービスの充実 (19.4%)	就労支援の充実(働くための訓練や職場定着など) (19.9%)	居宅介護や移動支援など、在宅生活支援サービスの充実 (28.0%)	乳幼児期から成人期までの支援を一貫して実施できる仕組みづくり (25.7%)	障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (25.4%)	困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (30.0%)
5位	障がい者にやさしいまちづくりの推進(バリアフリーの推進など) (17.0%)	困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (18.3%)	介護や訓練が受けられる施設(入所・通所)の充実 (15.9%)	困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (19.7%)	グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備 (14.0%)	障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (25.3%)	困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (24.6%)	年金など、所得保障の充実 (21.5%)

第3章 調査結果の概要

- ◎ 全18項目について、各障がい別の回答結果を比較してみると、「在宅生活支援サービスの充実」、「介護や訓練が受けられる施設の充実」等のサービスの充実に関することは、身体知的重度重複障がい者（64歳以下）でそれぞれ3割前後と他の障がいに比べて割合が高い。【→図表3-16、[身](#)112頁、[知](#)178頁、[児](#)238頁、[発](#)304頁】
- ◎ 「就労支援の充実」は発達障がい者（50.8%）・発達障がい児（46.6%）で、「グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備」は発達障がい者（26.2%）や知的障がい者（19.2%）で他に比べて割合が高い。

【図表3-16 障がい者福祉施策として国や県、市に力を入れてほしいこと】(%)
(複数回答全項目)

	身体障がい者		知的障がい者	身体知的重度重複障がい者 (64歳以下)	障がい児	発達障がい者	発達障がい児	
	(N=2179)	64歳以下 (N=739)						65歳以上 (N=1393)
障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実	47.5	52.8	44.8	39.4	52.4	25.3	25.4	18.8
就労支援の充実（働くための訓練や職場定着など）	10.8	21.9	4.8	19.9	5.5	35.5	50.8	46.6
施設で働ける場（就労継続支援事業所など）の充実	3.4	6.9	1.5	16.9	9.8	17.0	14.3	10.8
居宅介護や移動支援など、在宅生活支援サービスの充実	17.5	14.7	19.4	13.7	28.0	13.8	7.1	6.3
年金など、所得保障の充実	42.1	49.9	37.8	46.7	42.1	32.3	49.2	21.5
グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備	5.3	3.8	5.9	19.2	14.0	13.6	26.2	9.0
困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実	19.2	18.3	19.6	19.7	12.8	12.8	24.6	30.0
乳幼児期から成人期までの支援を一貫して実施できる仕組みづくり	3.0	5.1	2.0	6.1	6.1	25.7	15.1	46.2
障がいの早期発見・早期支援体制の充実						14.2		
特別支援教育の充実						36.9		
障がい者にやさしいまちづくりの推進（バリアフリーの推進など）	17.0	21.2	15.0	6.2	14.0	7.7	3.2	4.0
文化・スポーツなどを通じた社会参加の支援	2.3	2.3	2.3	2.9	1.8	1.9	1.6	4.0
障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や教育の充実	8.9	12.0	7.3	15.6	13.4	19.6	22.2	31.8
介護や訓練が受けられる施設（入所・通所）の充実	14.2	10.7	15.9	22.8	31.7	19.6	4.8	6.7
支援者の養成や質の向上							18.3	18.8
その他	1.5	1.8	1.4	2.4	3.7	2.4	4.0	5.8
特にない	5.0	3.9	5.7	0.9	0.6	-	-	0.4
わからない	5.3	3.7	6.0	4.7	3.0	1.2	1.6	3.1
無回答	10.5	5.3	13.3	7.6	7.9	1.9	3.2	2.7

② 障がい者支援として地域社会や企業等に望むこと

- ◎ 障がい者支援として地域社会や企業等に望むことをみると、65歳以上の身体障がい者と身体知的重度重複障がい者以外では「障がいに対する理解を深める」が第1位となっており、特に発達障がい者(77.8%)や発達障がい児(77.6%)、障がい児(68.2%)では7割前後と高い。【→図表3-17、**身**116頁、**知**181頁、**児**241頁、**発**308頁】

【図表3-17 障がい者支援として地域社会や企業等に望むこと】(複数回答9項目中の上位3項目)

	身体障がい者 (N=2179)		知的障がい者 (N=871)	身体知的重度 重複障がい者 (64歳以下) (N=164)	障がい児 (N=740)	発達障がい者 (N=126)	発達障がい児 (N=223)	
	64歳以下 (N=739)	65歳以上 (N=1393)						
1位	公共交通機関 や建物等を障 がい者が利用 しやすいよう につくる (40.5%)	障がいに対す る理解を深め る (49.7%)	公共交通機関 や建物等を障 がい者が利用 しやすいよう につくる (37.4%)	障がいに対す る理解を深め る (58.6%)	公共交通機関 や建物等を障 がい者が利用 しやすいよう につくる (51.8%)	障がいに対す る理解を深め る (68.2%)	障がいに対す る理解を深め る (77.8%)	障がいに対す る理解を深め る (77.6%)
2位	障がいに対す る理解を深め る (38.3%)	公共交通機関 や建物等を障 がい者が利用 しやすいよう につくる (47.6%)	障がいに対す る理解を深め る (32.2%)	企業で障がい 者を積極的に 雇用する (34.3%)	障がいに対す る理解を深め る (50.6%)	企業で障がい 者を積極的に 雇用する (52.8%)	企業で障がい 者を積極的に 雇用する (69.0%)	企業で障がい 者を積極的に 雇用する (57.4%)
3位	障がい者等を 支える地域活 動やボラン ティア活動を 活発にする (25.5%)	企業で障がい 者を積極的に 雇用する (39.0%)	障がい者等を 支える地域活 動やボラン ティア活動を 活発にする (25.1%)	障がい者等を 支える地域活 動やボラン ティア活動を 活発にする (33.2%)	障がい者等を 支える地域活 動やボラン ティア活動を 活発にする (34.8%)	公共交通機関 や建物等を障 がい者が利用 しやすいよう につくる (38.1%)	公共交通機関 や建物等を障 がい者が利用 しやすいよう につくる (26.2%)	公共交通機関 や建物等を障 がい者が利用 しやすいよう につくる (30.9%)

(2) 福祉サービスや相談機関の利用意向について

① 福祉サービスの利用意向

- ◎ 福祉サービスの利用意向（「現在利用している」＋「必要で利用したい」の割合）は、身体障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」で1割強（13.4%）となっているほかはどのサービスも1割未満であり、他の障がいに比べて利用意向が全般的に低い。知的障がい者では「就労継続支援」（34.7%）、障がい児では「日中一時支援」（33.6%）や「移動支援（ガイドヘルプ）」（28.2%）等の利用意向が高い。また、身体・知的重度重複障がい者（64歳以下）は、他の障がいに比べて全般的に利用意向が高く、特に「短期入所」（36.6%）や「移動支援（ガイドヘルプ）」（34.1%）、「生活介護」（34.1%）、「居宅介護（ホームヘルプ）」（32.9%）で3割を超えて高い。【→図表3-18、[身](#)82頁、[知](#)151頁、[児](#)212頁】
- ◎ 発達障がい児・者が必要だと思うサービス・施策について、『身の回り』『住居』分野でみると、「グループホーム」（45.7%）や「健康管理、金銭管理などの日常生活支援」（43.7%）、「子どもの一時預かり」（42.9%）、「一人暮らしのための賃貸住宅のあっせん」（42.0%）、「子どもの短期宿泊」（41.1%）等の利用意向が高く、4割を超えている。【→[発](#)279頁】

【図表3-18 福祉サービスの利用意向（現在利用+ 必要で利用したい）】（%）

	調査数（人）	居宅介護「ホームヘルプ」	生活介護	児童デイサービス	短期入所	グループホーム・ケアホーム	自立訓練「機能訓練・生活訓練」	就労移行支援	就労継続支援	移動支援「ガイドヘルプ」	障がい者地域生活支援センター	日中一時支援	その他	無回答
身体障がい者	2179	13.4	5.5		4.4	5.4	5.0	1.3	2.9	4.9	3.9	3.0	1.3	71.2
64歳以下	739	11.2	5.7		3.7	1.8	5.5	3.1	7.7	7.3	3.9	3.5	0.7	74.7
65歳以上	1393	14.2	5.2		4.8	7.3	4.7	0.4	0.3	3.4	3.9	2.8	1.7	69.8
知的障がい者	871	14.7	16.4		16.2	8.6	12.4	3.3	34.7	17.3	11.9	14.0	2.2	40.2
身体知的重度重複障がい者（64歳以下）	164	32.9	34.1		36.6	6.1	12.8	0.6	29.9	34.1	13.4	27.4	3.7	29.3
障がい児	740	24.7	6.8	16.8	19.9	5.4	15.3	7.8	8.4	28.2	12.7	33.6	1.1	42.6

（注）発達障がい児・者調査は該当設問なし（別形式でニーズを把握）。

② 相談機関の利用意向

- ◎ 相談機関の利用意向（「現在利用している」＋「必要で利用したい」の割合）は、発達障がい児以外では「福祉事務所」が最も高くなっている。【→図表3-19、**身**94頁、**知**162頁、**児**223頁、**発**290頁】
- ◎ 発達障がい児では「ゆうゆうセンター（発達障がい者支援センター）」（37.2%）と「あいあいセンター（心身障がい福祉センター）・西部療育センター」（36.3%）の利用意向が高く、それぞれ3割を超えている。
- ◎ 発達障がい者では他の障がいに比べて「障がい者就労支援センター」（24.6%）の利用意向が高く、2割を超えている。

【図表3-19 相談支援事業所・相談機関の利用意向（現在利用+ 必要で利用したい）】（%）

	調査数（人）	福祉事務所（区役所の福祉・介護保険課）	こども総合相談センター	あいあいセンター（心身障がい福祉センター）	西部療育センター	障がい者生活支援相談室	知的障がい者地域生活支援センター	精神障がい者地域活動支援センターI型	ゆうゆうセンター（発達障がい者支援センター）	福岡市障がい者110番	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員	民生委員・児童委員	障がい者就労支援センター	無回答
身体障がい者	2179	30.9		4.5		5.2				3.2	3.7	6.9	2.8	64.6
64歳以下	739	32.3		6.0		5.5				3.5	4.5	5.3	5.8	62.5
65歳以上	1393	30.2		3.7		5.0				2.7	3.3	7.5	1.2	65.6
知的障がい者	871	31.1		13.7		8.8	11.5		5.2	4.6	6.4	5.7	12.3	53.3
身体知的重度重複障がい者（64歳以下）	164	56.1		12.2		10.4				4.3	7.3	10.4	3.0	37.2
障がい児	740	39.6	26.6	26.4	11.1	9.6	8.8		9.6	3.8	4.7	6.6	9.3	35.1
発達障がい者	126	34.1		32.5		13.5	10.3	7.9	27.0	5.6	5.6	3.2	24.6	33.3
発達障がい児	223	17.9		36.3		9.4	5.8	3.1	37.2	3.6	3.1	5.4	11.7	39.5

※発達障がい児・者は「あいあいセンター・西部療育センター」を一括して質問。

(3) 療育・教育について

① 障がい児がわかったときの状況

- ◎ 障がい児の8割（78.0%）は3歳以下の時期に医学的に障がい児が判明しているが、知的障がい児では身体障がい児や身体・知的の重複障がい児に比べて、障がい児が判明する時期が遅い人が比較的多く、2割弱（16.1%）は就学後に判明している。【→[図192頁](#)】
- ◎ 障がい児の発達の遅れに気づいたときの相談・診察・検査機関では「あいあいセンター（心身障がい福祉センター）」（53.0%）が半数を超えて最も多い。【→[図191頁](#)】
- ◎ 障がい児が診断・判定を受けた頃の苦労や悩み、不安では「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」（64.2%）が2位以下を30ポイント以上上回って圧倒的に多く、次いで「身近に相談できる相手がいなかった」（31.8%）、「保健所や福祉事務所、専門機関でもっと指導してほしい」（28.1%）等が3割前後で続いている。【→[図193頁](#)】

② 通園・通学について

- ◎ 障がい児の半数（50.8%）は特別支援学校（学級）に通っている小・中学生である（小・中学校[特別支援学級]：26.2%、特別支援学校小・中学部：24.6%）。【→[図198頁](#)】
- ◎ 障がい児が通園・通学で困っていることは「ひとりでは通えない」（39.0%）や「園や学校までの距離が遠い」（23.8%）等の通学先までのアクセスに関するものが上位にあがっており、特に、特別支援学校小・中学部で他に比べて割合が高くなっている。【→[図200頁](#)】
- ◎ 通園・通学先に望むことは「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」（53.6%）、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」（41.2%）、「個別的な支援を充実してほしい」（39.0%）等、個別的な相談・支援の充実に関する要望が上位を占めている。【→[図202頁](#)】

(4) 就労について

① 就労状況・形態

◎ 仕事をしている人は、身体障がい者の20.8%（64歳以下：45.6%、65歳以上：7.8%）、知的障がい者の51.3%、発達障がい者の38.1%となっている。就労形態をみると、64歳以下の身体障がい者では「正規の社員・従業員」（21.4%）が全体の2割を占めているが、知的障がい者、発達障がい者では1割未満に留まる。また、知的障がい者では、施設で働いている人が3割強（31.9%）を占めて最も多い。【→図表3-20、身69頁、知139頁、発266頁】

【図表3-20 仕事の有無、就労形態】(%)

	調査数(人)	仕事をしている	仕事をしている							仕事をしていない	将来、企業等で働くため、施設に通っている	無回答
			自営業主	家族従事者	正規の社員・従業員	臨時・日雇、パート	派遣社員	内職	施設で働いている			
身体障がい者	2179	20.8	4.2	1.7	8.1	5.0	0.3	0.2	1.2	79.2	0.1	-
64歳以下	739	45.6	6.6	3.0	21.4	10.4	0.8	0.1	3.2	54.4	0.3	-
65歳以上	1393	7.8	3.0	1.0	1.1	2.3	-	0.2	0.1	92.2	-	-
知的障がい者	871	51.3	0.2	0.8	5.7	12.3	0.3	-	31.9	48.7	0.5	-
発達障がい者	126	38.1	0.8	-	9.5	13.5	-	0.8	13.5	61.9	1.6	-

② 就労による月収

◎ 就労による月収は、正社員の割合が高い身体障がい者では、他の障がいに比べて高収入層の割合が高く、64歳以下の身体障がい者では「10～15万円未満」（20.1%）や「15～20万円未満」（19.5%）、「20～30万円未満」（18.0%）に集中している。一方、施設通所やパート等の非正規雇用の割合が高い知的障がい者、発達障がい者では「5～10万円未満」（知的：20.4%、発達：26.0%）が最も多くなっている。また、知的障がい者では「無回答（回答者の9割以上が施設で働いている人）」（22.8%）も2割強を占めている。【→図表3-21、身73頁、知142頁、発269頁】

【図表3-21 月収】(%)

	調査数(人)	収入層										収入はない	無回答
		3千円未満	3千円～5千円未満	5千円～1万円未満	1万円～3万円未満	3万円～5万円未満	5万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上		
身体障がい者	455	1.8	1.1	1.8	5.3	4.4	15.8	19.8	16.3	15.2	9.5	3.1	6.2
64歳以下	339	2.1	0.9	2.1	3.5	2.7	14.5	20.1	19.5	18.0	9.1	2.4	5.3
65歳以上	109	0.9	1.8	-	9.2	10.1	21.1	18.3	6.4	7.3	11.0	5.5	8.3
知的障がい者	451	9.1	7.8	12.2	7.1	7.5	20.4	10.0	0.7	0.2	-	2.2	22.8
発達障がい者	50	6.0	8.0	10.0	8.0	6.0	26.0	24.0	4.0	2.0	-	2.0	4.0

③ 障がい者の就労に対する社会の理解度

◎ 障がい者の就労に対して社会の理解があると思うかという質問に対する回答について、『理解があると思う』（「とてもあると思う」＋「ある程度あると思う」）と『理解があると思わない』（「あまりあると思わない」＋「あると思わない」）を比較すると、すべての障がい者で『理解があると思わない』と答えた人が多く、特に発達障がい者では8割弱（77.8%）と、他の障がい者に比べても社会の理解度が低いと感じている人が特に多いことがわかる。【→図表3-22、身75頁、知144頁、発272頁】

【図表3-22 障がい者の就労に対する社会の理解度】（%）

	調査数（人）	とてもあると思う	ある程度あると思う	あまりあると思わない	あると思わない	わからない	無回答	あると思う	あると思わない
身体障がい者	2179	2.2	24.5	23.1	11.7	25.5	13.0	26.7	34.8
64歳以下	739	3.1	27.1	30.9	16.6	17.6	4.7	30.2	47.5
65歳以上	1393	1.8	23.7	18.1	8.8	30.2	17.4	25.5	26.9
知的障がい者	871	4.2	18.0	31.3	23.7	16.6	6.1	22.2	55.0
発達障がい者	126	1.6	7.1	30.2	47.6	9.5	4.0	8.7	77.8

④ 障がい者の就労に対して社会の理解があると思わない理由

◎ 障がい者の就労に対して理解があると思わないと回答した人にその理由をたずねたところ、身体障がい者、知的障がい者では「障がい者の働く場が少ないため」、「障がい者雇用に関する制度が不十分なため」、「雇用・労働条件の整備が進んでいないため」が共通して上位にあがっている。

◎ 一方、発達障がい者では「発達障がいへの理解が進んでいないため」が9割（89.8%）と最も多くなっている。【→図表3-23、身76頁、知145頁、発273頁】

【図表3-23 就労に対して社会の理解があると思わない理由】（複数回答 10項目中の上位3項目）

	身体障がい者 (N=757)	64歳以下 (N=351)	65歳以上 (N=375)	知的障がい者 (N=479)	発達障がい者 (N=98)
	1位	障がい者の働く場（雇用機会）が少ないため（69.4%）	障がい者の働く場（雇用機会）が少ないため（76.6%）	障がい者の働く場（雇用機会）が少ないため（64.3%）	障がい者の働く場（雇用機会）が少ないため（81.2%）
2位	障がい者雇用に関する制度が不十分なため（50.1%）	障がい者雇用に関する制度が不十分なため（55.8%）	障がい者雇用に関する制度が不十分なため（44.3%）	障がい者雇用に関する制度が不十分なため（58.2%）	障がい者の働く場（雇用機会）が少ないため（79.6%）
3位	雇用・労働条件の整備が進んでいないため（43.2%）	雇用・労働条件の整備が進んでいないため（50.1%）	雇用・労働条件の整備が進んでいないため（37.9%）	雇用・労働条件の整備が進んでいないため（44.5%）	障がい者が働くための情報提供が進んでいないため（68.4%）

⑤ 就労支援として必要なこと

- ◎ 障がい者の就労支援として必要なことについては、身体障がい者では「調子の悪いときに休みを取りやすくする」(30.3%)、知的障がい者では「仕事上の援助や本人・周囲への助言を行う者による支援」(47.8%)が第1位にあがっている。発達障がい者も「仕事上の援助や本人・周囲への助言を行う者による支援」(70.6%)が第1位だが、ほぼ同率で「発達障がいの特性を踏まえた作業手順の視覚化などの配慮」(69.0%)が続いている。【→図表3-24、身78頁、知147頁、発275頁】
- ◎ 「調子の悪いときに休みを取りやすくする」や「短時間勤務などの労働時間の配慮」は身体、知的障がい者に共通して上位にあがっている。また、ジョブコーチ等を想定した「仕事上の援助や本人・周囲への助言を行う者による支援」は知的障がい者、発達障がい者で割合が高く、特に発達障がい者では7割(70.6%)の人が必要と回答している。

【図表3-24 就労支援として必要なこと】(複数回答 14項目中の上位5項目)

	身体障がい者 (N=2179)		知的障がい者 (N=871)		発達障がい者 (N=126)
	64歳以下 (N=739)	65歳以上 (N=1393)			
1位	調子の悪いときに休みを取りやすくする (30.3%)	調子の悪いときに休みを取りやすくする (41.7%)	調子の悪いときに休みを取りやすくする (24.6%)	仕事(作業)上の援助や本人・周囲への助言を行う者による支援 (47.8%)	仕事(作業)上の援助や本人・周囲への助言を行う者による支援 (70.6%)
2位	短時間勤務などの労働(作業)時間の配慮 (26.6%)	短時間勤務などの労働(作業)時間の配慮 (34.5%)	短時間勤務などの労働(作業)時間の配慮 (22.5%)	調子の悪いときに休みを取りやすくする (35.1%)	発達障がいの特性を踏まえた作業手順の視覚化などの配慮 (69.0%)
3位	在宅勤務 (26.2%)	在宅勤務 (34.4%)	在宅勤務 (22.3%)	短時間勤務などの労働(作業)時間の配慮 (33.3%)	調子の悪いときに休みを取りやすくする (54.8%)
4位	通院時間の確保・服薬管理など医療上の配慮 (22.4%)	通院時間の確保・服薬管理など医療上の配慮 (29.2%)	通院時間の確保・服薬管理など医療上の配慮 (19.1%)	工賃(収入)の増加 (31.9%)	障がい者雇用のきっかけづくり(トライアル雇用) (51.6%)
5位	障がい者雇用のきっかけづくり(トライアル雇用) (18.4%)	障がい者雇用のきっかけづくり(トライアル雇用) (27.1%)	障がい者雇用のきっかけづくり(トライアル雇用) (14.2%)	試しにいろいろな仕事(作業)を体験してみることに (31.5%)	試しにいろいろな仕事(作業)を体験してみることに (50.8%)

⑥ 発達障がい者の就労について

- ◎ 現在就労している発達障がい者の約4人に1人(24.0%)は、自分の障がいのことを職場に伝えておらず、以前就労して今は働いていない人では7割強(73.1%)が伝えていなかった。【→発268・270頁】

(5) 外出や移動について

① 外出時に必要な介助

- ◎ 18歳以上の障がい者で外出時に家族の介助が必要な人の割合は、64歳以下の身体知的重複障がい者(62.8%)や知的障がい者(41.7%)が高い。【→図表3-25、身59頁、知131頁、発259頁】
- ◎ なお、身体・知的重度重複障がい者(64歳以下)では、他の障がいに比べて「ガイドヘルパー」(14.6%)の割合も高く、1割を超えている。

【図表3-25 外出時に必要な介助】(%)

	調査数(人)	家族の介助	ガイドヘルパーの介助	その他	介助は出来ない(一人で外出できる)	無回答
身体障がい者	2179	28.2	5.0	4.4	54.8	7.7
64歳以下	739	20.4	4.9	3.4	67.8	3.5
65歳以上	1393	32.4	4.9	4.9	48.1	9.8
知的障がい者	871	41.7	6.2	7.2	39.7	5.2
身体・知的重度重複障がい者(64歳以下)	164	62.8	14.6	11.0	6.7	4.9
発達障がい者	126	19.8	4.0	4.0	71.4	0.8

(注) 障がい児調査は該当設問なし。

② 外出時に不便や困難を感じること

- ◎ 外出時に不便や困難を感じるものの上位5項目をみると、「歩道がない道路に危険を感じる」等の道路環境に関する項目が共通して上位にあがっているが、身体障がい者では4割前後と他の障がいに比べて高い割合を占めている。【→図表3-26、身65頁、知135頁、児210頁、発263頁】
- ◎ 知的障がい者、障がい児、発達障がい児・者では、「まわりの人の目が気になる」もそれぞれ2割前後を占めて上位にあがっている。

【図表3-26 外出時に不便や困難を感じること】(複数回答 18項目中の上位5項目)

	身体障がい者(N=2179)		知的障がい者(N=871)	身体知的重度重複障がい者(64歳以下)(N=164)	障がい児(N=740)	発達障がい者(N=126)	発達障がい児(N=223)
	64歳以下(N=739)	65歳以上(N=1393)					
1位	歩道に段差が多い(40.7%)	歩道に段差が多い(40.7%)	歩道がない道路に危険を感じる(27.8%)	歩道に段差が多い(47.6%)	歩道がない道路に危険を感じる(37.6%)	まわりの人の目が気になる(27.8%)	特にない(40.8%)
2位	歩道がない道路に危険を感じる(31.1%)	歩道がない道路に危険を感じる(29.5%)	特にない(23.3%)	障がい者用トイレが少ない(36.6%)	まわりの人の目が気になる(23.4%)	外出に経費がかかりすぎる(27.8%)	歩道がない道路に危険を感じる(25.6%)
3位	道路に自転車などの障害物が多い(27.3%)	道路に自転車などの障害物が多い(29.2%)	歩道に段差が多い(22.3%)	歩道がない道路に危険を感じる(35.4%)	歩道に段差が多い(22.7%)	特にない(27.8%)	まわりの人の目が気になる(18.4%)
4位	特にない(17.5%)	特にない(19.9%)	道路に自転車などの障害物が多い(21.1%)	障がい者が安心して利用できる交通機関が少ない(29.9%)	障がい者が安心して利用できる交通機関が少ない(20.5%)	歩道がない道路に危険を感じる(15.9%)	困った時、まわりの人が助けてくれない(12.1%)
5位	障がい者用トイレが少ない(15.5%)	駐車場が少ない(18.1%)	障がい者用トイレが少ない(15.6%)	まわりの人の目が気になる(18.1%)	駐車場が少ない(26.8%)	付き添いをしてくれる人がいない(19.1%)	困った時、まわりの人が助けてくれない(11.9%)
							その他(12.1%)

(6) サービス事業者等の現状や事業者側からみた社会資源等の課題について

① サービス事業者の状況

《相談支援事業所等》

- ◎ 市の相談機関及び相談支援事業所（26事業所）が相談支援を実施するうえで課題と感じていることでは「計画的な相談支援を実施することが難しい」（53.8%）、「社会資源の不足で、障がい者のニーズに十分対応できない」（46.2%）、「相談支援専門員の人数が不足している」（42.3%）が上位にあがっている。【→事316頁】
- ◎ また、相談支援の発展のために必要なことでは「不足している資源等を開発・改善していく仕組みを整えること」（53.8%）が最も多く、次いで「多くの市民が相談支援事業所を認知していること」（46.2%）、「障がい種別にこだわらず、総合的な相談支援が受けられること」（42.3%）、「専門機関やサービス事業所等とのネットワークを形成すること」（42.3%）となっている。【→事317頁】

《居宅介護等サービス事業所》

- ◎ 居宅介護等サービス事業所（160事業所）が事業所で取り組む必要があると考えていることは、「職場内での人材育成・教育の充実」（80.0%）が8割と、第2位以下を30ポイント以上上回って最も多くなっている。また、これに次いで「他の居宅介護事業所や相談支援事業所との連携」（48.8%）があがっており、前出の相談支援事業所等と同様に、4割以上の事業所が他のサービス事業所等との連携・ネットワーク形成が必要と考えている。【→事318頁】

《施設事業所》

- ◎ 施設事業所（139事業所）が施設サービスを提供するうえで課題と感じていることでも「職員の人材育成、確保」（78.4%）が8割弱と最も多く、次いで「個別支援計画の適切な作成、見直し」（43.9%）、「工賃水準の向上」（41.7%）となっている。【→事325頁】

② 事業所側からみた不足している社会資源

- ◎ 相談支援事業所、施設事業所の6割弱（57.6%）は「グループホーム、ケアホーム」が不足していると感じており、次いで「障がい者が入居できる住まい」（27.3%）、「連携できる医師・医療機関」（26.1%）、「対象範囲が広く、利便性が高い移動支援事業」（24.2%）等となっている。【→図表3-27、事315・324頁】

【図表3-27 不足している社会資源（複数回答）】（%）

	調査数（人）	医療ケアが可能な短期入所施設	強度行動障がいに対応できる短期入所施設	高度なスキルを持ったホームヘルパー等の人材	グループホーム、ケアホーム	障がい者が入居できる住まい	対象者の範囲が広く、利便性が高い移動支援事業	虐待防止（予防）のための官民一体となった取り組み	障がい者の権利擁護のための専門機関	連携できる医師・医療機関	福祉サービス事業所や地域活動の場	障がい者支援施設（入所）	その他	特になし	無回答
相談支援・施設全体	165	18.8	20.6	20.6	57.6	27.3	24.2	8.5	9.7	26.1	15.8	19.4	9.1	0.6	4.2
相談支援事業所	26	23.1	23.1	19.2	53.8	19.2	26.9	26.9	23.1	15.4	15.4	3.8	19.2	3.8	3.8
施設事業所	139	18.0	20.1	20.9	58.3	28.8	23.7	5.0	7.2	28.1	15.8	22.3	7.2	-	4.3

(注) 相談支援事業所、施設事業所のみに対する設問。

③ 入院・入所者が地域で生活するために必要だと思うこと

- ◎ 施設事業所からみて入院・入所者が地域で生活するために必要なことでは、「保健・医療・福祉が連携した支援体制があること」（53.2%）や「一人ひとりの希望にあった日中活動の場（施設）があること」（50.4%）等が上位にあがっている。【→事326頁】

(7) 事業者側や利用者側からみた主な福祉サービスの課題について

① 短期入所・日中一時支援について

- ◎ 短期入所や日中一時支援等の短期間の預かりサービスについては、各調査における自由意見や個別インタビュー等において、家族介助者の負担軽減の観点等からサービスの充実を求める声が多くあがっており、「受け入れ先が少ない」「緊急時に利用できない」等の課題が指摘されている。
【→[自332・334頁](#)（在宅サービス）、[個342頁](#)】
- ◎ 両事業を実施している事業所（19事業所）の半数は、施設の空きがなく利用者の受け入れができない場合でも他の施設を紹介するなどの支援を行っているが、特に何もしていない事業所も3割程度いる（6事業所、31.6%）。【→[事322頁](#)】 関連して、事業者側の課題に関する質問をみると、事業者の課題として「施設の空きがなく、受け入れを断る時に、他の施設を紹介できない」と回答したのは19事業所中の5事業所（26.3%）であり、このうち2事業所は他の施設が紹介できない理由として「他の施設の受け入れ体制がわからないため」と回答している。【→[事323頁](#)】
- ◎ なお、事業者側から見た短期入所・日中一時支援事業所の課題については、「医療的ケアが必要な利用者等に対応できる職員が確保されていない」（14事業所、73.7%）との回答が最も多くなっている。【→[事323頁](#)】

② 移動支援・行動援護について

- ◎ 移動支援（ガイドヘルプ）や行動援護などの外出時の移動支援サービスについても、各調査における自由意見や個別インタビュー等でも多数の意見が寄せられており、対象となる活動範囲や運用方法、対象者の範囲等の見直しに対する要望が多い。【→[自333頁](#)（移動・外出）、[個342頁](#)】
- ◎ 移動支援・行動援護実施事業所（108事業所、うち行動援護実施事業所27事業所）が事業運営上不満に思っていることは「移動先の活動時間中が報酬算定対象外である」（68.5%）や「移動手段は公共交通機関しか認められていない」（63.0%）がそれぞれ6割を超えて上位にあがっている。【→[事320頁](#)】 また、利用者の社会参加推進という目的から移動支援・行動援護で認めるべきサービスについては「通年かつ長期にわたる外出（通園、通学、施設等への通所等）」（68.5%）、「プールやスポーツ施設などでの活動」（51.9%）、「家族等が運転する車を利用した外出」（43.5%）の順で多くなっている。【→[事320頁](#)】

③ グループホーム・ケアホームについて

- ◎ グループホーム・ケアホームについては、各調査における自由意見や個別インタビュー、発達障がい関係団体グループインタビュー等において、今後の暮らし方について家族との同居希望が最も多い中で、将来、保護者が亡くなる等により、保護者と一緒に暮らせなくなった場合でも障がい者が地域で生活し続けるための住まいとして、整備・充実に対する要望が多く寄せられている。
【→[自333頁](#)（住宅支援）、→[個342頁](#)、[G352頁](#)】
- ◎ 事業者側もグループホーム・ケアホームに対する利用者ニーズは高いとの認識であり、前出のとおり、相談支援事業所、施設事業所の6割弱（57.6%）が不足する社会資源としてグループホーム・ケアホームをあげている。【→[図表3-27](#)】

3. 災害対策について

(1) 災害時に頼れる人

- ◎ 身体・知的障がい者で災害時に頼れる人が居ない人はいずれも1割未満である。【→図表3-28、**身**102頁、**知**169頁】

【図表3-28 災害時に頼れる人】(%)

	調査数(人)	同居の家族	同居している家族以外の親族	友人・知人	その他	頼れる人がいない(自力で避難等ができる)	頼れる人がいない	無回答
身体障がい者	2179	62.7	17.1	15.4	7.8	5.6	7.7	7.4
64歳以下	739	67.1	15.4	19.4	4.7	7.4	8.9	4.3
65歳以上	1393	60.6	17.9	13.3	9.5	4.8	7.0	9.0
知的障がい者	871	76.1	13.7	8.4	12.1	1.3	3.1	5.5
身体知的重度重複障がい者(64歳以下)	164	73.2	12.8	4.9	17.1	0.6	2.4	9.1

(2) 災害時要援護者台帳の認知度、事前の個人情報提供意向

- ◎ 災害時要援護者台帳の認知度(「登録している」+「知っているが登録はしていない」の割合)は64歳以下の身体知的重度重複障がい者(39.6%)で高く、このうち、3割弱(26.8%)は登録している。【→図表3-29、**身**104頁、**知**170頁】
- ◎ 災害時支援のための事前の個人情報提供意向(台帳登録のために事前に氏名、住所や障がいの状況等の個人情報の提供することに対する意向)は、すべての障がいにおいて「必要な情報なので、積極的に提供してよいと思う」「最小限の情報ならかまわない」等の割合が高いことから、全般的に情報提供意向は高いといえる。【→図表3-30、**身**105頁、**知**171頁】

【図表3-29 災害時要援護者台帳の認知度】(%)

	調査数(人)	登録している	知っているが登録はしていない	知らなかった	無回答	知っている(登録している)
身体障がい者	2179	3.2	7.8	75.1	13.9	11.0
64歳以下	739	3.1	7.6	80.9	8.4	10.7
65歳以上	1393	3.2	7.8	72.4	16.6	11.0
知的障がい者	871	9.2	11.6	71.2	8.0	20.8
身体知的重度重複障がい者(64歳以下)	164	26.8	12.8	47.0	13.4	39.6

【図表3-30 災害時支援のための事前の個人情報提供意向】(%)

	調査数(人)	必要な情報なので、積極的に提供してよいと思う	最小限の情報(名前・住所程度)ならかまわないと思う	個人の情報なので知らせてよいと思う	その他	わからない	無回答
身体障がい者	2179	29.7	23.9	4.7	1.1	19.3	21.4
64歳以下	739	32.2	28.8	7.3	0.7	17.1	13.9
65歳以上	1393	28.4	21.3	3.4	1.3	20.5	25.2
知的障がい者	871	30.7	26.6	5.5	1.5	21.4	14.4
身体知的重度重複障がい者(64歳以下)	164	42.1	23.2	1.8	1.8	12.8	18.3

4. 障がい者に対する差別について

(1) 差別等を受けた経験、内容

- ◎ 障がいがあるために差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある人（「よくある」＋「時々ある」）は、身体障がい者では1割台（18.3%）であるが、知的障がい者（50.8%）や障がい児（51.1%）、発達障がい者（52.4%）、発達障がい児（56.1%）では半数を超えている。【→図表3-31、[身](#)106頁、[知](#)172頁、[児](#)232頁、[発](#)298頁】
- ◎ 差別等を受けた経験がある人にその内容をたずねたところ、すべての障がいで「学校や職場などの人たちから差別的な言葉を投げかけられたこと」「家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと」が上位5位内にあがっており、特に発達障がい児・者では学校・職場等で差別的な言葉を受けた経験がある人の割合が5～6割前後と他の障がいに比べても高い。【→図表3-32、[身](#)107頁、[知](#)173頁、[児](#)233頁、[発](#)299頁】

【図表3-31 差別を受けたり、いやな思いをした経験】(%)

	調査数（人）	よくある	時々ある	ほとんどない	まったくない	無回答	あり	なし
身体障がい者	2179	3.2	15.1	39.3	32.6	9.8	18.3	71.9
64歳以下	739	5.3	25.7	41.0	22.2	5.8	31.0	63.2
65歳以上	1393	2.0	9.3	38.7	38.3	11.7	11.3	77.0
知的障がい者	871	14.7	36.1	30.3	8.2	10.8	50.8	38.6
障がい児	740	8.8	42.3	35.3	9.6	4.1	51.1	44.9
発達障がい者	126	13.5	38.9	28.6	9.5	9.5	52.4	38.1
発達障がい児	223	8.1	48.0	30.5	6.7	6.7	56.1	37.2

【図表3-32 差別を受けたり、いやな思いをした内容】（複数回答 14項目中の上位5項目）

	身体障がい者 (N=399)		知的障がい者 (N=442)	障がい児 (N=378)	発達障がい者 (N=66)	発達障がい児 (N=125)
	64歳以下 (N=229)	65歳以上 (N=158)				
1位	障がいを理由とした不採用や解雇 (20.6%)	家の周りの人達から、無視されたり、差別的な言葉を投げかけられたこと (20.3%)	学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられたこと (35.3%)	施設や学校の職員の対応で不愉快な思いをしたこと (37.6%)	学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられたこと (48.5%)	学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられたこと (66.4%)
2位	その他 (17.5%)	施設や学校の職員の対応で不愉快な思いをしたこと (13.9%)	家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと (28.1%)	家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと (36.5%)	その他 (27.3%)	家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと (27.2%)
3位	学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられたこと (16.3%)	その他 (13.3%)	その他 (19.7%)	学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられたこと (36.0%)	職場の上司や同僚からの不当な扱い (21.2%)、	その他 (25.6%)
4位	家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと (15.8%)	職場の上司や同僚からの不当な扱い (18.8%)	職場の上司や同僚からの不当な扱い (16.7%)	その他 (21.2%)	家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと (21.2%)	病院等で診察を断られたこと (10.4%)
5位	職場の上司や同僚からの不当な扱い (13.5%)	家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと (12.7%)	障がいを理由とした不採用や解雇 (14.7%)	相談機関・窓口で話をきちんと聞いてくれなかったこと (15.9%)	相談機関・窓口で話をきちんと聞いてくれなかったこと (15.2%)	相談機関・窓口で話をきちんと聞いてくれなかったこと (8.0%)

(2) 障がい者の人権に関して問題があると思うこと

- ◎ 障がい者の人権に関して問題があると思うことでは、すべての障がいに共通して「人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと」や「差別的な言動を受けること」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」等が上位5位内にあがっている。【→図表3-33、身109頁、知175頁、児235頁、発301頁】
- ◎ また、身体障がい者では「道路の段差や建物の段差など外出先での不便が多いこと」(28.8%)、知的障がい者と障がい児では「人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと」(知的：33.6%、障がい児：44.1%)、発達障がい児・者では「発達障がいの特性から生じる困難さに対し、配慮がなされないこと」(者：65.1%、児：70.0%)がそれぞれ第1位となっている。
- ◎ 平成19年度に実施した市民意識調査の結果と比較すると、一般市民の上位5項目でも障がい児・者とほぼ同様の項目があがっているが、障がい児・者では総じて「人々の障がい理解が少ないこと」や「差別的な言動を受けること」、「発達障がいの特性等に配慮がなされないこと」等の、周囲の人の理解・配慮に関わる項目が「働ける場所等が少ない」等の就労に関する項目より上位に位置しているのに対して、一般市民では逆の結果となっている。

【図表3-33 障がい者の人権に関して問題があると思うこと】(複数回答 16項目中の上位5項目)

	身体障がい者 (N=2179)		知的障がい者 (N=871)		障がい児 (N=740)	発達障がい者 (N=126)	発達障がい児 (N=223)	一般市民 (※) (N=1863)
	64歳以下 (N=739)	65歳以上 (N=1393)						
1位	道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと (28.8%)	道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと (30.2%)	道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと (27.9%)	人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと (33.6%)	人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと (44.1%)	発達障がいの特性から生じる困難さに対し、配慮がなされないこと (65.1%)	発達障がいの特性から生じる困難さに対し、配慮がなされないこと (70.0%)	働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと (43.0%)
2位	人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと (17.0%)	人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと (25.4%)	人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと (12.4%)	差別的な言動を受けること (30.1%)	働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと (35.5%)	働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと (42.1%)	学校の受け入れ体制・支援体制が不十分なこと (41.3%)	差別的な言動を受けること (29.9%)
3位	差別的な言動を受けること (12.5%)	働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと (23.3%)	聴覚・視覚障がい者などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと (9.5%)	働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと (22.6%)	差別的な言動を受けること (34.2%)	人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと (34.1%)	差別的な言動を受けること (36.8%)	人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと (29.7%)
4位	働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと (11.3%)	差別的な言動を受けること (19.4%)	差別的な言動を受けること (8.8%)	障がい者の意見や行動が尊重されないこと (17.6%)	学校の受け入れ体制・支援体制が不十分なこと (22.8%)	学校の受け入れ体制・支援体制が不十分なこと (21.4%)	人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと (24.7%)	道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと (28.6%)
5位	聴覚・視覚障がい者など必要な情報を伝える配慮が足りないこと (11.0%)	障がい者の意見や行動が尊重されないこと (16.6%)	使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないこと (8.2%)	使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないこと (12.3%)	障がい者の意見や行動が尊重されないこと (16.5%)	差別的な言動を受けること (20.6%)	働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと (21.1%)	障がい者の意見や行動が尊重されないこと (18.7%)

(※) 一般市民は「平成19年度人権問題に関する市民意識調査」(福岡市)の調査結果

